

第6章：モバイルファーマシーの配置

1 配置検討

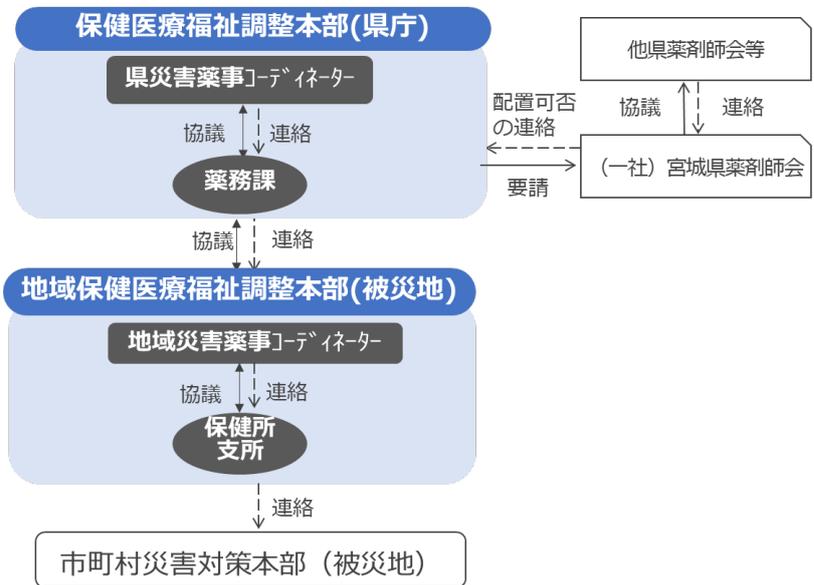
薬務課は、市町村が設置する医療救護所の他、被災者に対する調剤が円滑に行われるよう、県災害薬事コーディネーター及び地域保健医療福祉調整本部（地域保健医療福祉調整本部を通じて地域災害コーディネーターとも協議）と協議しモバイルファーマシーの配置を検討します。

2 配置要請

- (1) 1による検討の結果、モバイルファーマシーの配置が必要と判断された場合、薬務課は、（一社）宮城県薬剤師会に要請します。
- (2) （一社）宮城県薬剤師会は、モバイルファーマシーが不足する場合は、モバイルファーマシーを保有する他県薬剤師会等に配置を要請します。

3 配置応諾

- (1) モバイルファーマシーの配置が（一社）宮城県薬剤師会により応諾された場合は、薬務課は、県災害薬事コーディネーター及び地域保健医療福祉調整本部（地域保健医療福祉調整本部を通じて地域災害コーディネーターにも連絡）に連絡するとともに、市町村災害対策本部に連絡します。
- (2) 県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターは、モバイルファーマシーの受け入れに際し、薬務課及び地域保健医療福祉調整本部と必要な調整を行います。



▲図6 モバイルファーマシーの配置フローについて

?

配置要請しなくとも被災地にモバイルファーマシーが押し寄せる？！

被災状況によっては、複数台のモバイルファーマシーの配置を必要とする場合が容易に想定されます。本章では、（一社）宮城県薬剤師会及び当該薬剤師会を通して他都道府県薬剤師会に配置を要請することを想定していますが、大学等で独自に所有しているモバイルファーマシーが各々の判断で支援に来る可能性も想定されます。よって、指揮命令系統の整理、配置調整及びモバイルファーマシーごとの役割分担の共有等を念頭にコーディネートする必要があると思われます。また、モバイルファーマシーは、災害救助法の適用対象業務となり、医療救護所で交付された処方箋の調剤など、移動車両としての配置場所は限定的となることに留意が必要です。